

令和6年(2024年)6月19日  
総務委員会資料  
総務部防災危機管理課

令和5年度

中野区職員倫理条例の運営状況の報告について

中野区職員倫理条例第11条の規定により、運営状況を報告する。

中野区長 酒井 直人

中野区職員倫理条例第11条に規定する運営状況の報告として、公益通報及び不当要求行為の運営状況について、下記のとおり報告する。

## 記

### 1 運営状況の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 2 報告内容

#### (1) 中野区職員倫理条例第6条（公益通報）について

ア 公益通報の件数 1件

#### イ 公益通報の概要

職員A（以下、「当該職員」という。）は、令和4年秋ごろから令和5年3月まで、地方公務員法35条に規定されている職務専念義務に違反して欠勤を繰り返し、業務を滞らせるとともに、本人に連絡するも職務遂行上必要となる情報提供を行わず、職場の職務遂行を混乱させたというものである。

#### ウ 中野区法令遵守審査会の報告の概要

本件通報については、違法と指摘できる事実はないものと思料される。

総務部職員課が保管する当該職員の出勤簿を確認したところ、各月とも、年次有給休暇、病気休暇の処理は適正に行われており、違法性は認められなかった。

本来、業務は、当該職員一人の責任で行うものではなく、上司たる課長のマネジメントの下に「組織で行う」ものであり組織内における情報共有や職員相互間の協力体制を図るべきである。

#### エ 区長が講じた措置の概要

所管する所属部長に対して、職場の職務遂行に混乱が生じないよう、組織内における情報共有や職員相互間の協力体制等について、管理職員の適正なマネジメントの実施について徹底することを指示した。

#### (2) 中野区職員倫理条例第8条（不当要求行為）について

不当要求行為等の件数 0件